市民税・都民税（住民税）申告の提出・相談は市役所へ

市民税・都民税（住民税）の申告相談を受け付けています。住民税は、前年（平成30年1月1日～12月31日）の所得をもとに、今年の1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、所得税とは異なります。

日程 ▽2月15日（金）まで 午前8時30分～午後5時 市役所2階税務課
▽2月18日（月）～3月15日（金） 午前9時～11時30分、午後1時～4時 市役所2階201会議室
※提出のみの場合は午前8時30分から午後5時まで。
※東部出張所、西部出張所、動く市役所では、作成済みの申告書の受け付けのみ行っています。

持ち物 昨年の収入がわかる書類（源泉徴収票など）、控除を受けるための書類（生命保険料・地震保険料・国民年金などの控除証明書、医療費の明細書、障害者手帳など）、印鑑、マイナンバー確認書類

申告時のマイナンバー確認書類

市役所や税務署に申告をする際は、次の①または②の書類をお持ちください。

① マイナンバーカード
または
② 番号確認書類・通知カード など ＋ 身元確認書類・健康保険証・運転免許証 など

なお、市役所で確定申告書を提出する場合は上記確認書類の写しを添付してください。

ちょっと教えて市民税・都民税（住民税）

皆さんから寄せられる質問とその回答をまとめました。

質問	回答
昨年、小平市に転入しました。今年の住民税はどこへ申告すればよいのでしょうか。	小平市へ申告してください。住民税は、今年の1月1日に住んでいた市区町村が課税することになっています。なお、今年の1月2日以降に転入した方は、前の住所地に申告してください。
昨年中は収入がありませんでした。申告の必要はありますか。	申告が必要です。申告書は国民健康保険税などの算出の資料となります。また、申告がない場合、都営住宅の収入報告などに添付する非課税証明書の発行ができません。
扶養に入れる給与収入の範囲を教えてください。	年間の給与収入が103万円（所得に換算すると38万円）以内であれば税法上の扶養に入ることはできます（この場合、所得税は課税されませんが、住民税は100万円を超えると課税される場合があります）。給与以外の所得がある方は、合計所得金額が38万円以下であれば扶養に入ることができます。勤務先の健康保険の扶養に入れる基準については勤務先にお問い合わせください。
単身赴任の夫の扶養になっていますが、住民税の申告は必要ですか。	申告が必要です。単身赴任で市外に住んでいる方の給与支払報告書などは小平市へ送られてこないため、扶養に入っていることを確認できません。お手数ですが、住民税の申告書を提出してください。
400万円以下の公的年金収入のみですが、申告の必要はありますか。	確定申告は不要です。医療費控除など源泉徴収票に記載されていない控除を申告することで所得税が還付になる方は確定申告をすることができます。確定申告をしない方で、医療費控除などの控除を追加で申告する場合は住民税の申告書を提出してください。
税務署に確定申告書を提出しましたが、市役所への申告も必要ですか。	必要ありません。税務署に確定申告書を提出すると、申告書に記入された1月1日の住所地の市区町村にその資料が送られます。

◆住民税申告のための土曜臨時窓口
とき 2月23日、3月2日の土曜日 午前9時～11時30分
ところ 市役所2階201会議室
※土曜日の取り扱いは、この2日間のみです。
※確定申告のご相談は東村山税務署へお願いします。
問合せ 税務課☎042（346）9522・9523

◆住民税申告書作成相談の受付
とき 2月18日（月）～3月15日（金）の月曜～金曜日 午前8時30分～午後4時
※申告書の提出は午後5時まで受付。
ところ 東村山税務署
※車での来場はご遠慮ください。
※申告書は、e-Taxによる送信や郵便または信書便でも提出できます。申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、住所・氏名などをボールペンで記入のうえ、必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
※還付申告は、2月18日（月）より前でも提出できます。
◆日曜日の申告書作成会場開設日
とき 2月24日、3月3日の日曜日 午前8時30分～午後4時
※申告書の提出は午後5時まで受付。
※税の領収、納税証明書の発行や電話相談は行いません。
持ち物 申告に必要な添付書類、印鑑、マイナンバー確認書類、筆記用具、計算機、前年に確定申告した方はその控え、口座番号を確認できるもの（還付申告の方のみ）
問合せ 東村山税務署（〒189-8555 東村山市本町1-20-22）☎042（394）6811

医療費控除対象の介護保険サービス

介護保険サービス利用料は、確定申告の際に、医療費控除の対象となる場合があります（別表参照）。

医療費控除の申告には、医療費控除の明細書の添付が必要です。また、高額介護サービス費（保険からの払い戻しなど、利用料の補填がある場合は、支払った金額から補填される額を差し引いて申告してください。

介護保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を天引きされている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族などが社会保険料控除として申告することはできません。
※所得税および復興特別所得税の確定申告については、お問い合わせください。
問合せ 東村山税務署☎042（394）6811

表 医療費控除の対象となる介護サービス

	対象となるサービス	対象となる金額
施設	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 指定地域密着型介護老人福祉施設	サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
施設	介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 介護医療院	サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）と居住費・食費にかかる自己負担額
医療系 居宅サービス	（介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）居宅療養管理指導 （介護予防）通所リハビリテーション（デイケア） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合） 看護小規模多機能型居宅介護（医療系介護サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く））	サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割） ※通所リハビリテーションの食費も控除の対象となります。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）も控除の対象となります。
医療系 居宅サービス	（介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）	サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）と滞在費・食費にかかる自己負担額
福祉系 居宅サービス	（介護予防）訪問介護（生活援助中心型を除く） 夜間対応型訪問介護 （介護予防）訪問入浴介護 （介護予防）通所介護（デイサービス） 地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る） 看護小規模多機能型居宅介護（医療系介護サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）） 地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く） 地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割） ※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に基づいて、**医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。** ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象となりません。

※上記にかかわらず、居宅サービスなどで介護福祉士などによる喀痰（かくたん）吸引などが行われた場合は、そのサービスに要する費用の自己負担額の10分の1が医療費控除の対象になります。
※居宅サービスは、領収書に「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」（自ら居宅サービス計画を作成した場合は、届出を受理した市区町村名）と「医療費控除の対象となる金額」の記載が必要です。

後期高齢者医療制度

◆確定申告の社会保険料控除
後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。
平成30年に納めた保険料額は源泉徴収票や領収書、通帳などで確認できますが、納付額を知りたい方は、お問い合わせください。
◆保険料の軽減
所得が低い世帯の方には、保険料の軽減措置があります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減が受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成29年8月～平成30年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（表参照）を超えた部分の払い戻しが受けられます。
該当する方には、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課☎042（346）9538

高額介護合算療養費自己負担限度額（年額）

負担区分	後期高齢者医療制度＋介護保険
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

※自己負担限度額は世帯単位です。
※低所得とは、住民税非課税世帯などです。

東村山税務署

確定申告書作成相談・提出

◆確定申告書作成相談の受付
とき 2月18日（月）～3月15日（金）の月曜～金曜日 午前8時30分～午後4時
※申告書の提出は午後5時まで受付。
ところ 東村山税務署
※車での来場はご遠慮ください。
※申告書は、e-Taxによる送信や郵便または信書便でも提出できます。申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、住所・氏名などをボールペンで記入のうえ、必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
※還付申告は、2月18日（月）より前でも提出できます。
◆日曜日の申告書作成会場開設日
とき 2月24日、3月3日の日曜日 午前8時30分～午後4時
※申告書の提出は午後5時まで受付。
※税の領収、納税証明書の発行や電話相談は行いません。
持ち物 申告に必要な添付書類、印鑑、マイナンバー確認書類、筆記用具、計算機、前年に確定申告した方はその控え、口座番号を確認できるもの（還付申告の方のみ）
問合せ 東村山税務署（〒189-8555 東村山市本町1-20-22）☎042（394）6811

就職を支援

◆就職面接会
東京しごとセンター多摩主催の面接会です。2月13日は10社、22日は25社程度の企業が参加を予定しています。
日程 ▽2月13日(水)…西東京市南町スポーツ・文化交流センターきらっと（西東京市南町5-6-5）
▽2月22日(金)…東京しごとセンター多摩（国分寺市南町3-22-10）
※いずれも午後1時から4時まで、受付は0時30分から。
対象 多摩地域で就職を考えている方
持ち物 履歴書（面接を希望する企業数分）
申込み 当日、会場へ
問合せ 東京しごとセンター多摩☎042（329）4524
◆ミニ就職面接会
ハローワーク立川、小平市主催の面接会です。市内の1から3社の企業の人事担当者と面接ができます。
とき 2月21日（木） 午後1時～4時
ところ 健康センター4階第4会議室
持ち物 履歴書（面接を希望する企業数分）、ハローワーク紹介状（お持ちの方）
申込み ハローワーク立川事業所第一部門へ☎042(525)8615
◆子育て女性向け再就職支援イベント 私らしく両立できる仕事との出合い方
子育て中で家庭と両立して再就職を希望する女性を対象に、セミナーおよび企業との交流会を行います。3～4社の企業が参加予定です。
とき 2月15日（金） 午前10時～午後0時30分 午前9時30分受付
ところ 国分寺市立ココプンジプラザココプンジウエスト5階
対象 多摩地域で再就職を目指す女性
定員 50人
※保育あります（年齢条件など、詳しくは問合せ先へ）。
申込み 東京しごとセンター多摩へ（先着順）☎042（329）4510

創業したい方を支援

◆創業に必要な知識を学ぶ 創業キックオフセミナー
多摩地域の事例から、繁盛店の作り方、経営の成功の秘けつなど創業に役立つ情報を伝えます。創業前の準備、集客の方法などの体験談を聞き、創業相談の専門家から見た事業成功のポイントを解説します。
とき 2月26日（火） 午後7時～9時
ところ 東村山市市民ステーションサンパルネ2階コンベンションホール（東村山市野口町1-46ワンズプラザ内）
対象 創業を予定している、または創業したばかりの方
定員 20人
主催 多摩信用金庫、東村山市、小平市
申込み 創業支援センター多摩へ（先着順）☎042(526)7766
◆クレーム対応を学ぶ ごだいら創業セミナー
クレームの種類などを理解し、正しい対応の方法を学びます。
とき 2月21日（木） 午前10時～正午
ところ こだいらコワーキングスペースすだち（学園東町1-19-15）
対象 創業を予定している、または創業したばかりの方
定員 10人
申込み 産業振興課へ（先着順）☎042（346）9534
◆家賃の一部を補助 チャレンジショップ利用者を募集
市内で新たに事業を始める方、または開業後2年以内の方に、家賃の一部を補助します。
業種 小売業、飲食業、サービス業、製造業、建設業、NPO（特定非営利活動法人）・コミュニティビジネス関係ほか
補助期間 4月1日（月）～平成32年3月31日（火）
内容 契約家賃の40％（上限5万円）を最長1年間補助
※出店場所の選定、契約は申込者自身が行います。敷金・保証金などは対象外です。選考には審査があります。
申込み 2月18日（月）まで（必着）に、申込み用紙に記入のうえ、小平商工会へ☎042（344）2311

国際交流協会

◆平成31年度4月採用予定 嘱託職員を募集
採用人数 1人
内容 国際交流・支援事業の企画・運営、総務事務、会計事務、窓口対応ほか
応募資格 英会話、英文読み書きとパソコン操作ができる
試験日（一次） 2月22日（金）
募集要項・申込書の配布 2月18日（月）まで、問合せ先、市政資料コーナー（市役所1階）、東部・西部出張所で配布
申込み 2月18日（月）まで（必着）に、問合せ先へ

道路の雪かきにご協力を

市では、降雪対策として坂道や人通りの多い駅周辺などの市道の雪かきを行っています。短期間で一斉に道路の雪かきを行うことは難しいため、自宅や店舗の前の道路の雪かきに皆さんのご協力をお願いします。
雪かきの際は、安全に十分ご注意ください。雪かきで生じた雪の塊が市道の通行を妨げてしまう場合には、市にご相談ください。
※道路ボランティアに登録されている方で、除雪の際にスコップなどが必要な場合などにご相談ください。
問合せ 道路課☎042（346）9548

自衛官等を募集

◆予備自衛官補
予備自衛官補は、自衛隊経験がない一般の方を採用する制度です。
一般公募と技能公募に分かれ、一般は3年以内に50日間、技能は2年以内に10日間、それぞれの教育訓練に参加し、修了後、予備自衛官となります。身分は非常勤の特別職国家公務員で、日額7千9百円（教育訓練参加日数分）が支給されます。
応募資格 日本国籍を有し、平成31年7月1日現在、一般は18歳以上34歳未満、技能は18歳以上で、保有する技能に応じ55歳未満の方
試験日 4月20日（土）～24日（水）のいずれか1日
申込み 4月12日（金）まで（必着）に、問合せ先へ
◆自衛官候補生
応募資格 18歳以上33歳未満の男性
試験日 3月1日（金）・10日（日）のいずれか1日
申込み 2月22日（金）まで（必着）に、問合せ先へ
問合せ 自衛隊東京地方協力本部・国分寺募集案内所☎042（324）1010

農業体験ファーム

場…場所 主…農園主 募…募集区画・面積 内…内容
HP…ホームページ検索 料…年間利用料（1人）

プロの指導で野菜作り

農業体験ファーム利用者を募集

農業体験ファームは、農家の本格的な野菜作りを体験する農園です。種まきから収穫、後片付けまで、年間を通した農作業の体験ができます。収穫した野菜は、すべて利用者が受け取れます。
※種や苗、肥料、農具などは農園主が準備します。作る野菜は、農園によって異なります。
とき 4月～平成32年2月
※駐車場はありません。
対象 原則、市内在住の20歳以上で、利用期間中継続して農作業ができる方
申込み 2月20日（水）まで（消印有効）に、往復はがきに住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、希望する農園名を記入のうえ、問合せ先へ（申込み多数の場合は抽選）
※グループでの申込みはできません。
問合せ 産業振興課（〒187-8701 小平市役所）☎042（346）9533

農業体験ファーム 畑のおじさん

場 天神町2-17-10付近
主 吉野光政さん
募 20区画（1区画約30㎡）
内 季節野菜の栽培、収穫、利用者家族を交えた交流会
料 48,600円

体験ファーム 華（はな）農園

場 小川西町5-43
主 小山喜彬さん
募 15区画（1区画約25㎡）
※ほかに共同体験区画あり。
内 季節野菜の栽培、収穫、交流会、花づくり（花壇苗、切花）
料 43,200円

学習型体験農園 みのり村

場 上水本町1-17-23
主 粕谷英雄さん
募 20区画（1区画約10㎡）
※ほかに共同体験区画あり。
内 季節野菜の講習（20回）と栽培、交流会、オプション講座（11回）
HP みのり村 料 43,200円
※講座のみの受講もできます。

体験農園グリーン

場 花小金井南町2-10
主 加藤稔さん
募 若干数（1区画約30㎡）
内 季節野菜の栽培、収穫、交流会
料 43,200円

うど料理講習会

◆旬野菜を食べよう 小平うどの美味しいレシピ
とき 3月8日（金） 午前10時～午後1時
ところ 中央公民館実習室
対象 市内在住で、平成28年以降、初めて受講する方
定員 24人
※保育6人あります（1歳児から就学前まで）。
持ち物 筆記用具、エプロン、三角巾、布巾
主催 小平市野菜組合うど部会、JA東京むさし小平地区、小平市
申込み 2月15日（金）まで（必着）に、はがきに「うど料理講習会申込み」、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、保育の有無を記入のうえ、問合せ先へ（申込み多数の場合は抽選し、結果を全員に送付）
問合せ 市民課市民相談担当（〒187-8701 小平市役所）☎042（346）9607

小平うど・小平産いちご即売会

小平うどが旬の季節を迎えました。小平うどは市の特産品で、香りとシャキシャキした食感が魅力です。
同じく旬を迎える小平産いちごは、甘酸っぱい味が特徴で、いちごの加工品も販売します。
とき 2月23日（土） 午前9時から
※売り切れしだい終了。小平うどの箱売り、地方発送もできます。
ところ JA東京むさし小平ファーマーズ・マーケット
主催 小平市野菜組合うど部会・いちご部会
問合せ JA東京むさし小平支店指導経済課☎042（348）7244

消費生活講座 江戸東京野菜を知ろう

市内で江戸東京野菜を育てている方から江戸東京野菜や農業の現状を学びます。
また、簡単な調理もします。
とき 2月27日（水） 午後1時30分～3時30分
ところ 中央公民館実習室
対象 市内在住の方
定員 20人
持ち物 エプロン、三角巾
主催 小平市消費者団体連絡会、小平市
申込み 2月6日(水)の午前9時から、市民課市民相談担当へ（電話可、先着順）☎042(346)9607

シルバー人材センター

◆パソコン教室
▽2月中旬～3月の募集
コース 入門、ワード、エクセル、インターネット、自由コース
ところ 小平市シルバー人材センター
対象 中学生以上
※受講料など、詳しくは公共施設の募集チラシをご覧ください。
申込み 2月13日（水）までに、はがきまたは電子メールで住所、氏名、電話番号、コース名を記入のうえ、問合せ先へ
◆シルバーガイド
▽旧東海道品川宿界わいの歴史散歩で往時をしのぶ
とき 2月26日（火） 雨天決行
集合 午前9時30分、京急線北品川駅改札口前
※解散は午後1時ごろ、京急線大森海岸駅。
内容 御殿山台場、本陣跡、品川神社、東海寺、品川寺、しながわ区民公園、鈴ヶ森刑場跡ほか 約5キロメートル
費用 6百円
申込み 問合せ先へ（電話、電子メール可）
問合せ 小平市シルバー人材センター（〒187-0031 小川東町四丁目2番1号）☎042（344）2120、✉kodaira@sjc.ne.jp

不要になった傘で作るマイバッグ講習会

防水性、速乾性に優れた傘の生地を利用して、ミシンを使ってオリジナルのマイバッグを作ります。
とき 3月5日・12日の火曜日 午後1時30分～4時30分 全2回
ところ 中央公民館工芸室
定員 12人
※過の同伴はご遠慮ください。
持ち物 不要な傘1本（折りたたみ傘は不可）、糸切りばさみ、定規（30～50センチメートル）、待ち針、チャコペンシル、カッター
申込み 2月5日（火）から、資源循環課へ（電話可、先着順）☎042（346）9535

野外焼却行為にご注意を

野外での焼却行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により例外規定のあるもの（伝統行事のための焼却、農林漁業を営むためにやむを得ない焼却、軽微な焚火など）を除き、禁止されています。
また、例外規定のある項目も、近隣にお住まいの方から、悪臭や煙害などのお困りの声があった場合は、指導の対象となる可能性があります。周辺環境にできるだけ配慮していただくよう、ご理解をお願いします。
問合せ 環境政策課☎042（346）9536

小平市文化協会

◆小平市民文化祭美術展受賞者展覧会
とき 2月21日（木）～26日（火） 午前11時～午後5時
※26日は午後4時まで。
ところ NMCギャラリー・スタジオ（小川西町4-14-27）
内容 日本画、洋画、工芸ほか
問合せ 小平美術会・船橋☎080（4807）6629